

水道メーター先行出庫基準

水道メーター（以下「メーター」という。）を給水装置工事検査より先行して出庫できる場合は、次の1～6に掲げる場合とし、工事検査の7日前から先行出庫できるものとする。

なお、使用開始日はメーターの先行出庫日とする。

また、水道使用開始届（以下「開始届」という。）とメーターの引換えが必要な場合があるので留意し、開始届の要否不明の場合は広島県水道広域連合企業団東広島事務所と協議すること。

- 1 一給水装置工事でメーターの設置が複数ある場合（アパート等）
開始届とメーターの引換え：不要
- 2 大型メーターを設置する場合（φ50以上）
開始届とメーターの引換え：原則不要
- 3 メーターφ40を設置する場合で事務所長が認めたとき
開始届とメーターの引換え：原則必要
- 4 井戸等からの切替えを行う場合
開始届とメーターの引換え：必要
- 5 受水槽給水で一括メーターの場合
開始届とメーターの引換え：必要
- 6 その他先行出庫することがやむを得ないと事務所長が認めた場合
開始届とメーターの引換え：原則必要